

箱根町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の人口増加及び住民の定住促進により活力あるまちづくりを推進するため、町内の民間賃貸住宅に居住した新婚世帯又は転入若者世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助申請日から起算して過去1年以内に婚姻届を提出した夫婦で、婚姻届出日現在において、いずれも40歳未満の世帯。
- (2) 転入若者世帯 補助申請日から起算して過去6箇月以内に箱根町に転入をしている世帯で、転入日現在において、いずれも40歳未満の世帯（夫婦（子がいる場合は、その子を含む。）、母子又は父子で構成されるものに限る。）。
- (3) 定住 相当の期間、箱根町内に居住する意思を持って、民間賃貸住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。
- (4) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次のものを除く。
 - ア 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - イ 借主（契約者）が会社名義等の本人以外の住宅
 - ウ 町営住宅等の公的賃貸住宅
 - エ 2親等以内の親族が所有する住宅

オ その他町長がこの補助金の趣旨に合わないとする住宅

- (5) 実質家賃負担額 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額から、住宅手当・共益費・駐車場使用料等を除いた実質の家賃額をいう。

(対象世帯)

第3条 補助金の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯又は転入若者世帯であること。
- (2) 平成28年10月1日以降に新たに箱根町内の民間賃貸住宅の契約を締結し、当該住宅に定住していること。
- (3) 定住する世帯員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 世帯員に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本に永住権を有しているものであること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、実質家賃負担額の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、月額3万円を限度とする。

（交付期間）

第5条 補助金の交付期間は、最初の交付申請のあった日の属する月の翌月から24箇月を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新婚世帯は箱根町内の民間賃貸住宅の契約の日から起算して1年以内に、転入若者世帯は箱根町内の民間賃貸住宅の契約の日から起算して6箇月以内に、箱根町民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 世帯員全員の住民票（続柄が記載されたもの）
- (3) 戸籍謄本（新婚世帯のみ）
- (4) 世帯員全員の納税証明書または非課税証明書
- (5) 住宅手当等支給証明書（第2号様式）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 現に補助金の交付を受けている者が次年度も継続して補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに箱根町民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。この場合、前項に定める添付する書類の一部を省略することができる。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、箱根町民間賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書（第3号様式）又は箱根町民間賃貸住宅家賃補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知をするものとする。

（請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に定める期間までに箱根町民間賃貸住宅家賃補助金請求書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に補助金を請求するものとする。

- (1) 4月から9月分までの補助金 10月末日まで
- (2) 10月から翌年3月分までの補助金 翌年4月末日まで
- (3) 前2号の規定にかかわらず賃貸借契約が終了したとき 終了日の属する月の翌月末まで

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 家賃納入証明書（第6号）又は家賃の支払が確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

（交付）

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに当該月分の補助金を交付するものとする。

（届出の義務）

第10条 交付決定者は、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに箱根町民間賃貸住宅家賃補助金変更申請書（第7号様式）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、箱根町民間賃貸住宅家賃補助金交付決定変更通知書（第8号様式）又は箱根町民間賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書（第9号）により交付決定者に通知をするものとする。

（資格の喪失）

第11条 町長は、交付決定者が民間賃貸住宅を退去し、若しくは契約の解除をしたとき又は第3条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、その月以降の補助金は交付しないものとする。

（交付の取消し及び返還）

第12条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定

を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付された補助金の全部又は一部について、交付決定者に対して直ちに返還を命ずることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。